

犯罪被害者等給付金支給法施行令の一部を改正する政令

平成九年四月一日
政令第四百四十四号

内閣は、犯罪被害者等給付金支給法（昭和五十五年法律第三十六号）第二条第二項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪被害者等給付金支給法施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。
 第六条中「別表第一の第三級に應ずる倍数」を「次の各号に掲げる仮給付金の決定の時に於いて判明している障害の程度の区分に應じ当該各号に定める倍数」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 別表第一の第一級に該当する障害の程度 別表第一の第一級に應ずる倍数
 - 二 別表第一の第二級に該当する障害の程度 別表第一の第二級に應ずる倍数
 - 三 別表第一の第三級に該当する障害の程度 別表第一の第三級に應ずる倍数
 - 四 別表第一の第四級に該当する障害の程度 別表第一の第四級に應ずる倍数
- 別表第一第三級の項の次に次のように加える。

第四級	九二〇
一 両眼の視力が〇・〇六以下になったもの 二 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 両耳の聴力を全く失ったもの 四 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないものであって、日常生活に著しい制限を受けるもの 五 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないものであって、日常生活に著しい制限を受けるもの 六 一上肢（し）をひじ関節以上で失ったもの 七 一下肢（し）をひざ関節以上で失ったもの 八 両手の手指の全部の用を廃したもの 九 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	九二〇

十	前各号に掲げる身体上の障害以外の身体上の障害であつて、その程度が前各号と同程度以上と認められるもの
十一	重複障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第六条及び別表第一の規定は、平成九年四月一日以後に行われた犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金について適用し、同日前に行われた犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金については、なお従前の例による。